

# 公益社団法人 愛知県畜産協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人愛知県畜産協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営の指導、家畜の飼養及び保健衛生に関する技術指導及び、肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進して畜産の振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的提供することを目的とする。

(規律)

第4条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公益事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産物の価格変動により生ずる畜産経営体の損失を補填する事業
- (2) 畜産経営の安定・向上と畜産の理解醸成に関する事業
- (3) 畜産経営支援活動及び家畜防疫を徹底するための経費に対して助成を行う事業
- (4) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県内において行うものとする。

(その他の事業)

第6条 この法人は、公益事業の推進に資するため次の事業を実施する。

- (1) 会館等施設の管理運営に関する事業
- (2) 会員の業務への支援及び会員からの業務受託する事業
- (3) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員

(種別)

第8条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した団体又は個人

(入会)

第9条 この法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、総会で特に認めるものはこの限りでない。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、又は団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

(種類)

第15条 この法人の総会は、一般社団・財団法人法に定める社員総会とし、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 会費の額及び徴収方法

(3) 役員の報酬等の額

(4) 定款の変更

(5) 会員の除名

(6) 事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認

(7) 重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第18条 定時総会は、事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

(招集)

第19条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 総会は正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決によるところによる。

2 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面議決等)

第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上9名以内

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を代表理事とし、3名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より、副理事長及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長は2名以内、常務理事は1名以内とする。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会で予め定めた順序によってその業務執行に係る職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長が事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

5 業務執行理事は、理事会において定められた職務を執行する。

6 理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査すること。

(2) この法人の業務、財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理

事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。  
(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第29条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準により算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第32条 この法人は、一般社団・財団法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 第28条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び同条第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は前条第2号又は第4号により理事又は監事から請求があった場合には、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は理事として表決に加わることができない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めたところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない

## 第6章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要



なものを記載した書類

(5) 会計監査報告及びキャッシュ・フロー計算書（会計監査人を設置した年度に限る）

（公益目的取得財産残額の算定）

第44条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第45条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

（合併等）

第46条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

（解散）

第47条 この法人は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を設置する。

3 事務局長の任免は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人の情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告によるものとする。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることのできない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、協会の事務運営上必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である理事長は川上万一郎、業務執行理事である副理事長は近藤房夫及び伊藤敏之、業務執行理事である常務理事は廣瀬輝男とする。
- 4 この定款の変更は、平成29年3月28日から施行する。
- 5 この定款の変更は、平成29年6月29日から施行する。